

議事日程(第4号)

令和3年12月15日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第59号 令和3年度うきは市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議案第65号 うきは市立公園ホタルの里広場の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第66号 うきは市長岩公園交流促進センターの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第69号 うきは市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第71号 うきは市ふるさと・まごころ基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第73号 うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第67号 うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第68号 うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第72号 令和3年度うきは市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第10 追加議案上程 発議第2号から発議第3号 2件
意見第4号 1件
- 日程第11 発議第2号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 発議第3号 うきは市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第13 意見第4号 沖縄戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないように国に求める意見書(案)の提出について
- 日程第14 閉会中の調査の申出について
(総務産業常任委員会)
・災害危険箇所に関する調査
・6次産業化に関する調査
・所管事務調査
(厚生文教常任委員会)
・吉井伝建地区における市施設に関する調査

- ・地域包括ケアシステムに関する調査
- ・所管事務調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第59号 令和3年度うきは市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議案第65号 うきは市立公園ホテルの里広場の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第66号 うきは市長岩公園交流促進センターの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第69号 うきは市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第71号 うきは市ふるさと・まごころ基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第73号 うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第67号 うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第68号 うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第72号 令和3年度うきは市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 追加議案上程 発議第2号から発議第3号 2件
意見第4号 1件
- 日程第11 発議第2号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 発議第3号 うきは市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第13 意見第4号 沖縄戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないように国に求める意見書（案）の提出について
- 日程第14 閉会中の調査の申出について
(総務産業常任委員会)
- ・災害危険箇所に関する調査
 - ・6次産業化に関する調査
 - ・所管事務調査
- (厚生文教常任委員会)
- ・吉井伝建地区における市施設に関する調査
 - ・地域包括ケアシステムに関する調査
 - ・所管事務調査

出席議員（13名）

2番	組坂	公明君	3番	野鶴	修君
4番	竹永	茂美君	5番	岩淵	和明君
6番	鎌水	英一君	7番	熊懷	和明君
8番	佐藤	湛陽君	9番	上野	恭子君
10番	江藤	芳光君	11番	伊藤	善康君
12番	櫛川	正男君	13番	佐藤	裕宣君
14番	中野	義信君			

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局 長	高瀬	将嗣君	記録係長	宮崎	恵君
記録係	加藤	裕介君			

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木	典雄君	副市長	重松	邦英君
教育長	麻生	秀喜君	市長公室長	中野	昭一郎君
総務課長兼浮羽市民課長				吉松	浩君
監査委員事務局長	佐藤	重信君	会計管理者	松岡	美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長				江藤	良隆君
企画財政課長	山崎	秀幸君			
税務課長兼徴収対策室長				大石	恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長				石井	良忠君
保健課長	末次	ヒトミ君	福祉事務所長	浦	聖子君
住環境建設課長	村岡	薫君	都市計画準備課長	緒方	寧君
水資源対策室長	瀧内	宏治君			
うきはブランド推進課長				樋口	秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長				石井	太君

学校教育課長 井上 理恵君 生涯学習課長 石井 孝幸君
自動車学校長 高木 慎君 総務法制係長 宮崎 哲工君
財政係長 竹上 欣宏君

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第59号

○議長（中野 義信君） 日程第1、議案第59号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長に報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） ただいま議題となりました議案第59号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第6号）の所管に関する事項につきましては、総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、中野市長公室長をはじめ所管課長及び係長に出席を求め、詳細にわたり審査を行いました。主な部分のみ報告をします。

2款1項総務管理費、7目財政調整基金費は令和2年度決算により減額するものです。

15目、固定資産税分の過年度過誤納還付金及び還付加算金については、路線価の算定誤りによる還付金等に係る増額補正です。

6款1項農業費では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う独自支援策に係る予算が計上されています。3件の事業内容について確認を行いました。

まず、農業経営支援対策補助金は、新型コロナウイルス感染症や豪雨等で被害を受けた果樹（ブドウ）の次期作に向けた土壌改良等の経費の一部を支援することで収量の改善を図るもので、128ヘクタールを見込んでおり、反当たり——10アールですね、3,500円以内の支援を行うものです。

次に、有害鳥獣捕獲対策支援事業費補助金。鳥獣捕獲活動の取組強化のため、捕獲活動や機器・施設設置に対して助成するものです。イノシシ1頭につき3,500円で、350頭を見込んでいます。箱わなは、1基10万円で3基を見込んでいます。

次に、収入保険加入推進事業費補助金。農業者の経営の維持発展を図るため、収入保険に加入

する費用の一部を助成するもので、助成額の上限は、個人が3万円、法人が11万5,000円です。認定農業者・農業法人等の青色申告者が対象者で、個人が160件、法人7件を見込んでいるとのこと。農業者が意欲的に農業に取り組めるよう、この新型コロナウイルス感染症対策に伴う独自支援策をはじめとした施策を進めていただきたいとの意見が出されていました。

3目農業振興費では、農地の大区画化・集約化推進事業費補助金が計上されています。内容は、畦畔除去等による農地の大区画化を支援するもので、全額県費負担です。今後の農地大区画化の計画については、県の事業として今年度と来年度モデル的に実施し、浮羽町域でも来年度実施する予定で説明会を行ったところであり、この事業は積極的に活用したいとのことでした。本会議の質疑でも出ておりましたように、国県の補助があるからではなく、農業振興に関する何らかの施策については、毎年講じていただきたいとの意見が委員会でも出ておりました。

次に、6款2項林業費、市有林平山団地搬出間伐に係る委託料の増額です。ウッドショックによる木材価格高騰のため、来年度予定分を前倒しで実施するものです。当分は平山団地の杉の伐採が続きますが、ヒノキについても木材価格の状況を見ながら、伐採計画に入れるよう検討していきたいとのことでありました。

7款1項商工費、2目商工業振興費では、地域商業機能複合化推進事業費補助金6,000万円の減額補正です。6月定例会において新規計上された補助金ですが、国の審査の結果、不採択であったことから減額するものです。不採択の詳しい理由は、通知されていないとのこと。今後、筑後吉井エリアについては、国県補助を活用しながら活性化につなげたいとの説明がありました。

同じく2目、新型コロナウイルス感染症対策に伴う独自支援策に係る予算として、事業継続力強化計画策定奨励金が計上されています。内容は、自然災害や感染症のリスクを想定し、国から「事業継続力強化計画」の認定を受け、防災・減災・感染症対策に取り組む市内事業者に対し、奨励金を支給するものです。計画の作成が前提となるので、商工会では計画作成に関するセミナーを11月に開催しており、U-B i c 2階でも計画の作成支援を行っているとのこと。既に13事業者が国の認定を受けており、奨励金の支給は60事業者を想定しているとのことでありました。

8款3項河川費、河川維持補修工事費2,000万円の減額です。予算が残るのであれば、ほかのしゅんせつが必要な河川について予算執行すべきではないかとの指摘がありました。しゅんせつは地元からの要望に基づいて行うのが基本であり、今年度は要望のあった5河川のしゅんせつを行ったところ、結果的に土砂量が少なかったため減額するものである。できれば全河川のしゅんせつが必要だと考えるが、全体土砂量の把握が非常に難しいとの説明でありました。

以上、主な部分の報告でございます。慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 3点、お尋ねいたします。

1点目が1ページ、2款1項総務費の固定資産税の分ですが、最後に路線価の算定誤りによる還付金ということで、これは前回、全協のほうで報告がありましたが、何年間の何路線だったか確認をさせていただきたいと思います。

2点目、2ページの7款1項商工費、地域商業機能複合化推進事業が残念ながら九州で2か所ということでしたが、あと1か所のほうが採択されてるとするならば、その採択の場所が分かれば教えていただきたいと思います。

3点目、同じく2ページ、8款3項の河川費ですが、5河川のしゅんせつを行ったということですが、この5河川が分かりましたら教えていただきたいと思います。

以上、3点です。

○議長（中野 義信君） 伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 5河川の河川名は分かりません。確認をしておりません。

2件、7款商工費で1個、2件のあれ、ああ、これは私は分かりません。記憶していません。

1問目は何やったのですかね。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 路線価の算定誤りは、何路線で何年間であったかの確認です。

○議長（中野 義信君） 伊藤総務産業常任委員長、答弁をお願いします。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 本会議で、たしかここは説明があったと思いますが。たしかそのとおりだったと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑は終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました議案第59号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第6号）の厚生文教常任委員会の所管に関する部分については、当委員会に付託されていました。慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過と

結果について簡潔に報告いたします。

審査には関係部署の課長、係長らに出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、3款1項7目、障害児通所支援給付費1,823万4,000円については、放課後等デイサービスや児童発達支援の利用増に伴い、不足する予算を計上するものです。障害者通所支援については、利用が毎年伸びている。サービス内容の充実が図られて、必要な方がサービスを利用することは良いことであるが、それに伴って、費用が右肩上がりとなっている現状であると報告がありました。

また、事業内容として、就学前の児童を対象とした児童発達支援や、小学校から18歳までの高校生の子供を対象とした放課後等デイサービスがあり、障害者手帳の有無に関わらず、日常生活の動作の遅れ、集団生活への適応の遅れなどの子供もサービスを利用することができるため、早くからサービスを利用される傾向が多いと考えているとの説明がありました。

審査では、金額の算定根拠について質疑がありました。執行部からは、1か月平均で791万円と算定している。当初は月667万円と見込んでいたが、実際それよりも月に100万円を上回る金額で推移しているとの回答でした。また、財源内訳については国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担となるとのことでした。

委員からは、市内の事業所について確認があり、執行部からは、市内に4か所あり、市外の事業所も利用できる。18歳までの学校に通学している障がいを持った子供に生活能力向上を行う施設でもあり、放課後の居場所づくりを含めて事業を行っているとの回答がありました。また、市内外の事業所の利用についての質疑があり、ほとんどが市内事業所を利用している。就学前の子供の発達支援については、市外事業所を利用される方も多いとのことでした。

次に、3款1項9目、通所型サービスB運営費補助金241万円については、当初4地区で事業運営の補助を予定していたが、今年度は2地区での補助となり、残りの2地区は今年度中の立ち上げに至らなかったため、減額するものです。

審査では、通所型サービスBの利用対象者について確認があり、要支援1・2の方及び基本チェックリストに該当された方が半数以上を占め、主となる必要があるが、それ以外については、住民主体型であるので65歳以上の方が利用することができる。また、今年度から対象者の弾力化で、もともと要支援1・2で利用されていた方は、要介護が出て利用が可能となったとの回答がありました。

委員からは、予定していた2地区の立ち上げに至らなかった理由及び他の地区の現状について質疑があり、執行部からは、立ち上げに至らなかった理由としては、取組を実施したいとの意向で予算化していたが、コロナ禍で進まなかった。未実施地区については各地区を訪問しており、状況を把握したり、地区の課題や移動支援の検討をしたりしているとのことでした。また、今後、

未実施地区において立ち上げができるか確認があり、執行部からは、民間事業者の人手不足もあり、中期の社会資源として重要なものとなっている。各地区に必要性を伝え、積極的に取組を進めていきたいと考えている。それぞれの地域の実情に応じて、無理のないように柔軟に対応していきたいと考えているとの回答がありました。

次に、3款2項5目、延長保育促進事業費補助金99万2,000円については、感染症対策を徹底しつつ、延長保育事業を継続的に提供していくため、必要な消耗品・備品を整備し、新型コロナウイルス感染症に強い体制づくりを進めるものです。

審査では、本会議での単価の見直しとの説明内容について確認があり、単価の見直しは、保護者負担分の見直しではなく、保育所・幼稚園などに支払う方の金額の基準額の見直しであり、市が国からの交付金で保育所・幼稚園などに払う補助金の見直しとなっているとの回答がありました。

委員からは、金額の算定根拠についての質疑があり、執行部から、基準額の単価の見直しによる補助金が24万2,000円に加えて、新型コロナウイルス感染症対策補助金75万円の合計99万2,000円となっているとのことでした。

次に、4款1項2目予防費における1節から13節については、新型コロナウイルスワクチンの追加接種及び1月から3月に初回接種を希望する方の接種に対応するものです。ワクチン接種体制の確保などに要する経費で、全額国庫負担となります。

委員からは、新型コロナウイルスワクチン集団接種看護師等謝礼の対象人数の確認があり、執行部からは、市雇いの看護師9名分で、内訳は接種補助スタッフ2名、予診票整理5名、接種後の体調不良対応2名となっているとの回答でした。

次に、4款1項3目、需用費619万円については、不織布マスクの推奨・周知として、保育所・幼稚園の保護者、小・中学生に対し、不織布マスクと啓発チラシを配布及び保育所・幼稚園や小・中学校に定期的に消毒用アルコールを配布するためのものです。

審査では、不織布マスクが感染予防対策として有効であり、その有効性を普及・啓発するために、不織布マスクと啓発チラシを配布及び消毒用アルコールを配布するものと説明がありました。

委員からは、購入する不織布マスクは合計で何枚か確認があり、執行部からは、予定として1袋7枚入りの不織布マスクを中学生と保育所などの保護者へ1,600袋を4回配布、小学校の4年生から6年生まで800袋を4回配布、低学年の1年生から3年生まで800袋を4回配布、合計1万2,800袋であるとの回答でした。

また、10款の学校用新型コロナウイルス感染症対策消耗品費との整合性について確認があり、10款の消耗品費は、学習保障としての消耗品として予算化しており、重複することがないように学校教育課と福祉事務所とも協議している。現在も感染対策として消毒用アルコールを一括購入

し、対応しており、啓発については保健課が行うことで整理しているとの回答がありました。

次に、10款2項1目及び10款3項1目の学校用新型コロナウイルス感染症対策消耗品費110万円については、小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策として、小・中学校の「新しい生活様式」に沿った学習環境を整備するため、感染症対策に必要となる物品などを購入するものです。学校教育活動継続支援事業で上限額が引き上げられ、300名以上の御幸小学校と千年小学校及び中学校2校が15万円ずつ、その他の小学校が10万円ずつとなっているとの説明がありました。

委員からは、保健課と協議していると聞いたが、この消耗品費はどのような範囲で使用できるのかとの質疑があり、執行部から、国の補助要件が、新型コロナウイルス感染症対策関連と子供たちの学習保障に関わる分の範囲内であれば、学校の裁量で支出できると学校に伝えている。ただ、保健課で一括してアルコールなどは様々な施設に配布しているので、まず、そちらを活用した上で、さらに必要な場合は使用できると伝えていると回答がありました。

同じく、10款2項2目及び10款3項2目の修学旅行キャンセル料等補助金895万1,000円については、小・中学校の修学旅行が新型コロナウイルスの影響により実施できなかった場合、修学旅行代金のキャンセル料に係る保護者負担を支援するものです。

委員からは、各小・中学校の修学旅行の日程について確認がありました。執行部からは、小学校の行き先は長崎で、山春小学校と大石小学校は12月20日から21日、福富小学校が12月22日から23日、江南小学校が1月13日から14日、吉井小学校が1月21日から22日、千年小学校と御幸小学校が1月27日から28日、中学校の行き先は関西方面で、浮羽中学校が1月25日から27日、吉井中学校が2月8日から10日とのことでした。

以上、各項目について慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第65号

日程第3. 議案第66号

日程第4. 議案第69号

日程第5. 議案第71号

日程第6. 議案第73号

○議長（中野 義信君） 日程第2、議案第65号うきは市立公園ホテルの里広場の指定管理者の指定についてから日程第6、議案第73号うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの指定管理者の指定についてまでは総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） ただいま議題となりました議案第65号から議案第73号までの5件については、総務産業常任委員会に付託されましたので、一括して審査の経過と結果を報告します。

最初に、議案第65号うきは市立公園ホテルの里広場の指定管理者の指定について。

現指定管理者である小塩地区自治協議会に、引き続き5年間指定するものです。コロナ禍の現在、キャンプブームでもありますので、地元小塩地区自治協議会からの要望や課題を吸い上げ、後押しすべきとの意見がありました。昨年度、小塩地区自治協議会の要望により、キャンプ場利用料を値上げしたところです。指定管理料については、草刈りや清掃を踏まえ積算しており、令和2年度収支は、キャンプ場利用料を含めた収入が支出を上回っている状況です。今後もキャンプ場の利用状況を注視し、小塩地区自治協議会と協議しながら進めるとのことでした。

審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号うきは市長岩公園交流促進センターの指定管理者の指定について。

現指定管理者である特定非営利活動法人うきはのあんに、引き続き3年間指定するものです。うきは市長岩公園交流促進センターは、豊かな自然に恵まれた山村地域資源を有効に活用することで都市と農山村との交流を推進し、中山間地域の活性化及び産業の振興を図るため、特色ある山村地域づくりに寄与することを目的として設置された施設です。開設から23年経過し、この間、議会でもいろいろな議論がなされ、運営形態を変えながら指定管理を続けてきたところです。

委員会では、この施設を生かすため、指定管理者と知恵を出し合い、都会からの集客に努めて

いただきたいとの意見が多く出されました。執行部としては、地元うきは観光みらいづくり公社とも連携して課題を掘り起こし、着地型観光として活用する策を考えていきたい。また、地域の魅力を上げていけるよう、注力したいとのことでありました。また施設の売却・貸出しについて、執行部の考えを確認すると、可能であれば考えなければならないが、問題は、公募に手が挙がらない施設が売却できるのかということであり、民間が利益を出せる方法を一緒に考えていかなければならないと思っているとの回答でした。

審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号うきは市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、今年4月1日に浮羽町域が過疎地域に指定されたことに伴い、過疎地域持続的発展計画における産業振興策の1つである固定資産税の免除の根拠として、条例を新規に制定するものです。

対象地域は、過疎地域に指定された浮羽町域全域。対象業種は、製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等で、業種・資本金額ごとに定められた金額以上の事業用設備（家屋・償却資産及び家屋の敷地である土地）に課税される固定資産税が3年間免除されます。対象予定事業者は、現時点では具体的に把握していないということです。

周知徹底を図ることが大変重要だと思われまます。うきはブランド推進課商工振興係や都市計画準備課と連携し、商工会にお願いしながら周知徹底を図り、対象事業者の掘り起こしを行っていくとのことでありました。

この条例は令和3年4月1日に遡及適用し、対象課税年度は令和4年度からとなります。課税免除による減収分については、4分の3が地方交付税として措置されるということです。

審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号うきは市ふるさと・まごころ基金条例の一部を改正する条例の制定について。

個人のふるさと納税による寄附と併せて、企業による企業版ふるさと納税についても積立ての対象に加え、うきは市ルネッサンス戦略基本目標の達成に資する施策に使用できるよう、条例の一部改正を行うものです。

なお、今年度の実績について委員会で再度確認したところ、17件、840万円との回答がありました。本会議での答弁の訂正がありましたので報告します。

審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第73号うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの指定管理者の指定について。

指定管理者として、mie1（ミエル）を令和4年4月1日より3年間指定するものです。令和元年7月にオープン後、株式会社イーストが指定管理を行っておりました。指定管理3年目を迎え、総務産業常任委員会では、7月に施設において調査を実施したところです。

まず議論となりましたのは、なぜ株式会社イーストは、今回、応募に手を挙げなかったのかということです。回答は、この3年間コロナ禍にあり、会社として事業展開が思うようにできず、事業拡大が難しかったということ。本来、外販が得意分野である中で、管理運営分野は本来の会社としての考えではなかったこと。今回、運営には手を挙げないが、販売支援については、引き続きうきは市との関係性は続けていきたいとの会社の思いがあったとの説明でした。

公募型プロポーザル方式による審査に当たっては、①施設の運営及び管理業務について、②加工品等の販路拡大について、③市内の規格外品・未利用品等の利活用についての3点を主体に審査が行われました。

審査においてmie1が評価されたのは、運営面では市内に店舗を持っており、スイーツ関係で先進的な取組を行っていること。施設長には、耳納の里で副店長をされていた方を充てること。現スタッフを支援として充てること。商品開発については、既にJR九州との企画にも積極的に取り組んでおり、夏の長雨により裂果したブドウの商品化にも取り組んだ点について評価されたとのことでありました。販売については、株式会社イーストの支援もいただきながら、指定管理者だけでなく、行政も一緒になって販路拡大に向けた取組を今後も進めていくとのことでした。

今までの株式会社イーストの実績が次に生かされるよう、また課題についても整理しながら、農業者等の所得向上につながる取組を今後進めていくよう切望します。審査を行う中で、総務産業常任委員会として、施設本来の目的に沿って管理運営されているかどうか、今後、引き続き調査を行っていく責任を改めて感じたところです。

以上、審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。終わります。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括で受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑を行ってください。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 議案第73号ですね。うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの指定管理について伺います。

これは本会議でも質問をいたしました。このmie1の会社概要書の7ページに、3年目の下に、施設利用者との共同開発の場合、施設の利用料は要らないという答弁でございました。しかし、ここは共同の利用者がおるわけですから、やっぱりその利用者からは施設の利用料金は頂いていただきたいと。そうしないと、どれだけその施設が利用されてあるのか、そういったのも

分からなくなりますし、それと、この指定管理者がその施設を使う場合は無料ということですので、その施設管理者もその施設を利用するのであれば、利用料は発生すると、そういうふうにしていただきたいと。そうしないと、全く条例で使用料を決めたのは何にもならないということで、私物化するおそれがあるのではないかと危惧をいたしますので、その辺の話合いはされたかどうかを伺います。

○議長（中野 義信君） 伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） その辺の話合いはしてません。しかし、要望は執行部にしっかり伝えていきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第7. 議案第67号

日程第8. 議案第68号

日程第9. 議案第72号

○議長（中野 義信君） 日程第7、議案第67号うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定についてから日程第9、議案第72号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第7号）までは厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました議案第67号うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定について、議案第68号うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定について及び議案第72号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第7号）は、厚生文教常任委員会にその審査を付託されていたので、うきは市議会委員会条例

第36条の規定により、審査の経過と結果について簡潔に報告をいたします。

審査については担当課長、係長らの出席をいただき、詳しく説明を受けました。

議案第67号及び議案第68号については、指定管理者の指定についてであります。

各施設は、伝統的建造物群保存地区の保存及び住環境の整備を図ること、個性的で魅力あるまちづくりを推進すること並びに歴史的建造物を通して建物の活用や地域の活性化などを図ることを目的としており、民間事業者のノウハウにより、うきは市の文化財である建物を活用し、市の特産品や食のアピール、観光資源として地域外からの消費を呼び込むことが期待されています。

町並み交流館商家については、執行部から、これまで順調に売上げが伸びていたが、令和2年度の収支については赤字であった。新型コロナウイルス感染症の影響があり、売上げも半分近く落ちている状況であるが、仕方がないことと考えているとの報告がありました。

審査では、プロポーザル審査のスケジュール、確認事項、審査基準について資料配付を受け、確認しました。

委員からは、コロナ禍で緊急事態宣言が出た際の休館の要請について質疑があり、2階の公開施設の部分については、他の公開施設と同様に休館の要請をしており、1階の飲食店の部分は、指定管理者で判断しているとの回答でした。続けて、閉館を要請した分の補填があるかと質疑があり、日中は必ずしも飲食店を閉めるような要請は出ていないので、指定管理者で判断したこととしている。ただ、その分については、持続化給付金を受け取っていると聞いているとのことでした。

また、何度か伺ったが、2階の公開施設の案内を聞いたことがない。案内などもしっかり行うべきではないかと指摘があり、執行部からは、指定管理者と案内については協議したいとの回答でした。委員会では、執行部に対し、当施設の目的を鑑み、市がよくなることも指定管理者と協議するよう伝え、執行部からは、そう考えており、誰もが入りやすく、交流できるスペースにするべきと思っているとの回答でした。

注連原住宅（ポサーダ）については、注連原村づくり会の構成及び目的について確認がありました。現在8名で市内7名、市外1名で構成されており、注連原を地域で協力し合い、活性化することが目的であるとのことでした。

委員からは、宿泊者の実績などを鑑み、宿泊施設であり、文化財でもある当施設について、市としてどう考えているのか質疑があり、執行部からは、注連原住宅は伝建地区の特定物件に指定され、文化庁の補助を受ける文化財であるが、宿泊者もかなり伸びてきており、今までどおり新川田籠地区の拠点、宿泊施設として考えているとの回答でした。委員からは、拠点、宿泊施設とするなら、一定程度、集客数などの目標を立てるべきであるとの意見が出されました。

また、注連原住宅の破損した場合の取決めや防火体制について確認があり、執行部からは、修

繕料3万円を超える分は市が修繕をするように取決めをしており、防火体制については、施設内で火を使用できないこととなっている。また、来年度から再来年度にかけて文化庁の補助を活用し、新川田籠地区の全体の防災計画を策定するように考えている。計画を作成すれば、防災施設関係の補助も活用できるようになるとの回答がありました。地域でつながりを持ち、宿泊施設における地元食材の提供や人との交流を通して、注連原の文化を守り継承して行ってもらいたいと期待しております。

次に、議案第72号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第7号）については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯に対し、その実情に踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯への臨時特別給付金を支給するものです。今回の補正予算は、対象児童1人当たり10万円相当の給付のうち、現金給付とされている5万円の先行給付分になります。

審査では、時間外手当52万8,000円の算定根拠について確認があり、本事業分のみで算出で、平日2時間の残業を係長以下3名が40日間実施したのものとして、おおよその平均で算定しているとのことでした。

また、システム改修委託料について、前回は計上されていたが、職員で対応できないか確認があり、前回支給した給付金とは基準日も違い、対象者も変わり、給付金の内容も通知文書等も違うため、システムから一括して対象者を抽出、お知らせ文書まで出して、住民の方への周知ができるものと考えているとの回答でした。経費節減について検討してほしいとの意見が出されました。

委員からは、後の給付となる5万円の給付方法について、クーポンや現金給付を市としてどう考えているのか質疑があり、執行部から、12月3日のオンラインの説明会において、国としては、市町村で独自に事業者と契約する方法もあるが、事前に国が事業者と協議したところ、県単位または複数市町村などで取りまとめて実施するのが、経費的にも様々な面でよいのではないかという考えを示されている。市としても事務の手間などを考えると、県単位での参画や現金給付などを考慮しながら検討しているとの回答でした。また、10万円給付を現金一括で実施する市町村もあると聞くが、市はどう判断しているかとの質疑については、12月3日の説明の中でも、大まかなイメージだけで詳しい制度設計があまりできていない状況であったため、現金一括給付の協議は間に合っていない。まずは、先行給付金をいち早く届けたいと考えているとの回答がありました。

以上、いずれの議案も慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑を行ってください。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第10. 追加議案の上程

○議長（中野 義信君） 日程第10、追加議案の上程を行います。発議第2号から発議第3号ま

で2件、意見第4号1件を上程します。

日程第11. 発議第2号

日程第12. 発議第3号

○議長（中野 義信君） 日程第11、発議第2号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第12、発議第3号うきは市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（高瀬 将嗣君） それでは、お手元の発議第2号を御覧ください。

発議第2号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。令和3年12月15日。うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会議員竹永茂美。賛成者、うきは市議会議員櫛川正男、同熊懐和明、同伊藤善康、同佐藤湛陽、同組坂公明。

次のページでございます。併せて新旧対照表も御参照ください。

うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例。

うきは市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第12条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。第2項、委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、発議第3号でございます。

発議第3号うきは市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

標記の規則案を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。令和3年12月15日。うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会議員竹永茂美。賛成者、うきは市議会議員櫛川正男、同熊懐和明、同伊藤善康、同佐藤湛陽、同組坂公明。

次のページでございます。こちらのほうも併せて新旧対照表を御参照ください。

うきは市議会会議規則の一部を改正する規則。

うきは市議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。第2項、議員は、出産のため出席できないときは、出

産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。

第83条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印を」に改め、同項の次に次の1項を加える。第2項、請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 朗読が終わりました。

提出者からの提案理由の説明を求めます。4番、竹永茂美議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、発議第2号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明を行います。

この条例改正につきましては、本年2月全員協議会のほうで事務局のほうから提案がありましたが、なかなか論議が進んでおりませんでした。それで、全員協議会の中で、女性が政治に参加しやすくするための検討協議会を設置し、5回にわたり検討協議をしましてまいりました。主な内容は、条例改正に伴う法的根拠、条例改正の中身、規則改正、運営事項等について検討してまいりました。

また、女性が政治に参加しやすくするための検討協議会ということで、女性がどうしたら政治に参加しやすくなるのか、市議会へ立候補することができるのか等について検討協議をしましてまいりました。

その結果、11月の全員協議会でお配りしましたように御意見を求めたところ、先ほど事務局長が述べましたように、原案として適当ではないかということでしたので、本条例並びに規則の改正を提案しているところであります。議員の皆様方の御協力、御審議をよろしく願います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を一括で受けます。質疑のある方は、発議番号を述べて質疑を行ってください。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

竹永議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第2号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は可決することに決しました。

お諮りします。発議第3号については委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は可決することに決しました。

日程第13. 意見第4号

○議長（中野 義信君） 日程第13、意見第4号沖繩戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（高瀬 将嗣君） お手元の意見第3号を御覧ください。

意見第3号沖繩戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書（案）の提出

について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和3年12月15日。うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会議員竹永茂美。賛成者、うきは市議会議員岩淵和明。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を——12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 日程では、追加議案意見第4号ち載ってます。今、読まれたのは意見第3号。どっちが本当か。

○議長（中野 義信君） 局長。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 大変失礼いたしました。意見第4号です。訂正をさせていただきます。また改めて提案をさせていただきます。

意見第4号沖縄戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないように国に求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和3年12月15日。うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会議員竹永茂美。賛成者、うきは市議会議員岩淵和明。

以上です。

○議長（中野 義信君） 一応訂正をさせていただきます。朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、沖縄戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないように国に求める意見書の提案理由を説明させていただきます。

まず、この提案理由の最初に、私と沖縄との出会いを少し述べさせていただきたいと思います。私が最初に沖縄を訪問したのは、沖縄県が形の上ではアメリカの占領統治が終わり、本土に復帰した1972年、昭和47年7月20日頃でした。本土復帰して2か月後の日でした。それは、私が大学受験に失敗して浪人して、ようやく大学に合格したのですが、高校時代の友達が、何人かで沖縄行きを誘ってくれました。それは浮羽町流川の上村君が、琉球大学に前年合格して那覇市内に下宿していたので、下宿先なら何泊してもホテル代が不必要ということで旅行ができると考えたからです。

五、六人の友達と沖縄に着いて、上村君の下宿を拠点にバスを使ってあちこち回りました。すると、直径10メートル以上もあるような亀甲墓——亀の形をしたお墓や、バス停近くの公民館から三味線——後で蛇味線と分かりましたが、の音色と、のんびりした沖縄民謡が聞こえて

きました。不思議だったのは、自動車が右側通行であったことです。また、1ドル360円が180円に半額になりました。前日まで現金を持っている方は1ドル360円だったのですが、預貯金をしていた人は半額の180円になり、大変不利益を被ったと上村君は言っていました。当時の国際通りは、まだ店のない空き地があり、猛毒を持つハブが出るとのニュースでした。首里城も守礼門はありましたが、先日燃えた首里城のような形ではなく、灰色の城跡だけだったような気がいたします。

2回目の訪問は、教員になって数年たった後、「沖縄平和の旅」に参加したことです。到着すると、まず沖縄県教職員組合の建物の最上階に案内されました。部屋の中一面に名前を書かれた札がありました。説明を受けると、沖縄戦で亡くなられた教職員の名前でした。翌日から、日本軍から集団自決を強制されたチビチリガマに案内されました。懐中電灯で中に入っていくと、小銃の薬きょうや生活用品などが僅かでしたが散乱していました。一斉に懐中電灯を消しますと、夏の蒸し暑さで大変なところでしたが、亡くなられた方たちの戦時中の避難の様子が少し分かったような気がいたしました。

次に、ひめゆりの塔にも行きましたが、今のような資料館はなく、学徒動員で生きられた先生からの話を聞き、女学生の最後の様子を学ぶことができました。最後に、男子学生を弔う「健児の塔」、無縁仏の合葬の塔「黎明之塔」を回って、決戦地とされた摩文仁の丘に行きました。今のように整地されておらず、暑い中を歩いて行って、福岡県出身者の慰霊の塔「福岡の塔」に行き、お祈りをしてきました。このような慰霊と平和の旅が終わりました。

その後も何回も「沖縄平和の旅」に訪問すると、那覇空港、国際通り、ホテル群、ひめゆりの塔、摩文仁の丘、平和の礎などが徐々に整備され、観光地化されてきましたが、遺骨の収集は終わっていません。平和の礎には、現在4,030名の福岡県出身者の名前があるそうです。また、令和3年も沖縄県出身者の38名の名前が追加されています。

そこで、戦没者遺族からの強い要望によってつくられました平成28年法律第12号「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を策定したのですが、まだまだ遺骨収集は終わっていません。議員の皆様方には、その法律第12号につきましてはお配りをしておりますので、後で御覧ください。

次に、遺骨収集に対する私の思いを述べさせていただきます。今回、沖縄戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないように国に求める意見書を作るに当たり、我が家の仏壇を見直してみました。我が家の仏壇には、このような位牌があります。これですが、表面には、「早世釋進道童子俗名竹永光之進の長男当才」とあります。これは、私の兄です。会ったことも、戸籍や写真など一切ありません。

亡くなった父と母は、昭和20年2月6日に結婚し、今の北朝鮮平安南道龍岡郡海雲面温井里

の警察官駐在所に行きました。当時の朝鮮は警察官が植民地支配をし、治安維持に当たっていました。結婚してわずか7か月後の敗戦で、父と母は長男、進を連れて収容所——学校みたいなところに有刺鉄線が張られていたと母は言っています、に連れていかれ、父はその後、収容所からシベリア抑留となりました。兄、進は、生まれたのが昭和20年末か21年の当初であったと思われる。亡くなったのは、この裏面に昭和21年4月29日と書いてあります。

戦前700万人を超えるたくさんの日本人が朝鮮や中国、東南アジア、南洋諸島に開発・開拓移民、軍人・軍属として海外にいました。この中で植民地である朝鮮や南洋諸島では、支配層として君臨していました。

ところが、1945年8月15日の敗戦で立場が一転しました。収容所の生活は、今、マスコミで報道されているアフガニスタンからの難民のように、食べ物、医薬品、安全な水不足でした。兄はそのような状況で生まれたので、わずか数か月の命で閉じたのです。遺体は火葬してもらったのでしょうが、遺骨はありません。収容所生活の中では、戸籍もなく写真もなく、先ほど言ったような遺品もありません。700万人の引揚げ者の1人として母は手荷物1つで、恐らく博多に引き揚げてきたのですが、朝鮮からの引揚げは、国内からの引揚げということで記録さえありません。

この位牌は、昭和の終わり頃、父が仏壇を買ったときにお寺に行って作ってもらったものだと思います。せめて父や母が活着ているうちに、兄が火葬されたであろう北朝鮮へ行き、警察官駐在所付近の遺骨はなくても、小石1つ、枯れ枝1つを仏壇にと考えていたのですが、まだ実現していません。

先日の12月8日は太平洋戦争開戦の日でした。太平洋戦争につながった日中戦争のことを直接聞いている私たち年配の議員としては、次の世代に戦争の被害と加害を伝えていく責任があると考えています。命は亡くなっても、語り継ぐことで軍人・軍属だけではなく、赤ちゃんから御老人までの戦没者の思いを伝えていくことができると思います。

今日、お配りしました資料の中に、新谷さんという方の遺品の歯ブラシであることが分かったという報道がありました。このように沖縄にはたくさんの遺品や遺骨が残されています。このような土砂を埋立てに使うのではなく、ぜひ遺品や遺骨を遺族のところに返してあげたいと考えています。私のような悔しい思い、寂しい思いを持たせないでいただきたいと思っています。

遺骨を収集する責任は、戦争を始めた国にあると思います。今の私にできることは、皆様の御協力を得て、このような声を政府に届けることです。議員の皆様御協力を得て、沖縄戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書の採択に御賛同をお願いして、提案理由に代えさせていただきます。どうぞ御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） この意見書（案）の中に、沖縄戦で一般市民を巻き込んで、悲惨な戦争が日米双方で20万人を超える尊い命が奪われたと。そして、ずっと云々と書かれてあって、この下から4行目ですね。「このような沖縄戦で犠牲となった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは、基地問題の賛否でなく人道上の問題です」ということから、これを見る限り、沖縄のどの土砂も埋立てに反対というような感じがしてなりません、そういう理解でよろしいのか。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） この土砂の件につきましては、現在、土砂を採取しようとしているのが、南部の摩文仁の丘近くの公園内というふうに聞いております。したがって、先ほど国の法律が10年間ありますので、その間、主に激戦地となった南部を中心としたところの遺骨収集を行い、その後については、地元の判断に任せるべきではないかというふうに考えております。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） どこからその土砂等を採取、採取する場所ですね、採取量も記載をされております。その中には海砂、それから岩ズリですね。この岩ズリは、沖縄県内または九州地方。砂土については、キャンプ・シュワブ既存陸上部の整地及び辺野古ダム周辺と限られているわけですね。こういう採取場所というのは限られておりますけれども、どうもこの意見書では、全ての土砂が埋立てに使用してはならないというような文面でございますので、こういうのはいかがかというふうに思いますが、その辺はどうお考えか。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 繰り返しになりますが、この法律が施行されて10年間の時限立法ということですが、まだ十分な遺骨が収集されていないという現実がありますので、取りあえず10年間の間、遺骨収集に集中していただきたいと。その後につきましては、資料でお配りしていますように、沖縄県議会もそのような内容でしておりますので、この法律の下、10年たった後に、再度その点は検討されるべきものではないかというふうに考えております。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 今言われたことが書かれてないんですね、この意見書に。それを書くべきじゃなからうかと思いますが、それについては、どう思われているのか。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 繰り返しになりますが、沖縄県議会で採決された意見書を尊重し、たく、このような記の部分については使わせていただいております。沖縄県議会でもいろいろ論

議があったと思いますけど、最終的にはこの文面に落ち着いていますので、この文面を尊重させていただきたいということで考えております。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 櫛川議員に関連して申し上げたいといひますか、指摘したいと思ひます。

この文書を見たときに指摘をさせていただいておりました。ここで書換えをしていただいておりますが、言わんとすることが完全に今の指摘と同様で抜けてます。沖縄が出したものはもう、沖縄としては全て分かり切った話なんです。竹永議員が、これをコピーしてますね。

私が言いたいのは、この「遺骨眠る土使うな反発全国へ」という新聞の写しの見出しの中に、明確にあるですたいね。「埋め立て用の土砂の採取地に沖縄本島南部を加えたことへの懸念と反発が広がっている」と。この事実が何で動機がそこにないまま、この文章からすると、76年経過した今でも遺骨の収集がなされていますということで、段落はここで区切っています。最後に結論として、「このような沖縄戦で犠牲となった人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは基地問題の賛否ではなく人道上の問題です」。趣旨は賛同しますが、今、こういうことが問題になってるんですよと。そして、述語文章で、最後にこのようなというふうに結ばないと、一番大事な現実の課題が抜けてるということを指摘したんだけど、修正が加えられておりませんからね。わざわざここに立って、また言わにゃんごとなりました。よかったら議長、ちょっと休憩していただきまして、そこ入れていただくとよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） それでは、休憩します。11時5分より再開します。

午前10時35分休憩

午前11時05分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開いたします。

大変皆様方に何回もお待たせいたしました、大変申し訳なく思っております。当初、事務局のほうで意見第3号ということで言いましたけど、これは意見第4号ということで修正はしておりますし、さらには、竹永議員も、確かに前置きがあまり長くしちよるき、これについては、今後注意してもらわないかなというふうに思ひますと同時に、私のほうとしては、この意見書を採択するか採択せんかということなんですよ。

やっぱりもうちょっと事前にね、いろいろ話をしてもろうとかんと、こういうふうになりますからね。そこら辺は、竹永議員が足りなかつたということで反省をお願いしたいなというふうに思うところがございますので、今後注意していただきますようお願いをいたします。

それでは一応修正しました文面によりまして、考え方いろいろありますけども、私としてはこ

れでもう、賛成するか反対するかで、それはもう、させていただきたいということでお願いを申し上げまして、お手元に差し上げております案で、皆さん方が賛成か反対かでしていただきたいなというふうに思いますので、説明は、この朗読なりは、もう竹永議員のほうでやっていただくということで、それに伴って皆様方が賛成するか反対するか、そういうことで決めていただければ私はいいんじゃないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。はい、どうぞ、お願いします。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、意見書（案）を読み上げたいと思います。

沖縄戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないように国に求める意見書（案）。

沖縄戦では、一般市民を巻き込んだ悲惨な組織的地上戦が1945年4月から6月まで行われ、日米双方20万人を超える多くの尊い命が奪われました。この被害は沖縄県住民では約9万人以上を超え4人に1人が犠牲となりました。

沖縄戦で戦死した沖縄県出身以外の日本兵は約6万人以上おられ、「平和の礎」に名前のある福岡県出身者も4,030人おられます。旧浮羽郡でも南西諸島での戦没者が116人おられ沖縄戦で亡くなられた方も多数おられます。

特に、糸満市摩文仁を中心とする南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、「沖縄戦跡国定公園」として指定されています。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とした兵士の遺骨が数多く残されており、戦後76年が経過した今でも遺骨の収集がなされています。このような中、政府が埋め立て用の土砂の採取地に沖縄県本島南部を加えたことへの懸念と反発が広がっています。

沖縄戦で犠牲となった人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは基地問題の賛否でなく人道上の問題です。また、沖縄戦で亡くなられた方が全国におられることから沖縄県だけの問題でなく全国の問題です。

よって、国において下記事項が速やかに実現されることを強く要請するものです。

記。

1、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨などが混入した土砂を埋め立て地に使用しないこと。

2、日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。令和3年12月15日。福岡県うきは市議会。衆議院議長細田博之様、参議院議長山東昭子様、内閣総理大臣岸田文雄様、外務大臣林芳正様、厚生労働大臣後藤茂之様、国土交通大臣斉藤鉄夫様、環境大臣山口壮様、防衛大臣岸信夫様、復興、沖縄及び北方対策担当大臣西銘恒三郎様。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

竹永議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第4号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、意見第4号については可決することに決しました。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 訂正をお願いしたいんですが、記の2番、下の1行目、真ん中のところから、「苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み」の「事情に鑑み」に1字訂正をお願いします。

○議長（中野 義信君） 2番の項ですね。沖縄の「事情を」を「事情に」鑑みということで訂正をお願いしたいということですね。皆さん、どうですか。ようございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） そういうことでお願いをいたします。一応、第4号については可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付します。

日程第14. 閉会中の調査の申出について

○議長（中野 義信君） 日程第14、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会

中の調査とすることに決しました。

○議長（中野 義信君） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

お諮りします。本会議において議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理を必要とするものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで市長からの挨拶の申出がっておりますので、これを許可します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、第5回うきは市議会定例会の閉会に当たりまして一言お礼と御挨拶を申し上げます。

12月3日から本日までの13日間、開会をいたしました本定例会におきまして、議員各位には、本会議並びに各委員会を通じて連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、いずれの議案も原案どおり御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、本定例会におきましては、審議の過程で追加提案するなど、議員の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫言を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては十分これを尊重して検討いたしまして、今後の市政運営に心して務めてまいりたいと存じます。

年明けの1月9日には消防出初め式と成人式を開催いたしますが、本年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から規模を縮小し、御来賓の御案内も見合わせた上での開催とさせていただきます。

結びになりますが、年の瀬を迎え寒さも一段と厳しさが増す時期となりました。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意され、よき新年を迎えていただきますとともに、今後ともうきは市の発展のために御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

○議長（中野 義信君） 報告をします。3月定例会の開会日は3月4日金曜日を開会予定としておりますので、報告をしておきます。

これをもちまして、令和3年第5回うきは市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 中 野 義 信

署名議員 竹 永 茂 美

署名議員 岩 淵 和 明